

# 「いみず」で働き「いみず」に住もう業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この実施要領は、射水市（以下「市」という。）が実施する「いみず」で働き「いみず」に住もう業務（以下「業務」という。）について、事業者の能力等を総合的に比較検討し、最も適した業者を選定するため、必要な事項を定める。

本プロポーザルの実施及び契約の締結に当たり、必要な手続等については、関係法令によるほか、この要領によるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務の名称

「いみず」で働き「いみず」に住もう業務

### (2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月10日（金）まで

### (4) 契約方式

公募型プロポーザル方式により、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした応募事業者を優先交渉事業者として選定し契約を締結する。

## 3 見積金額の限度額

見積金額の上限額は、金9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、見積金額の上限額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであるが、この金額を超えて提案した場合は失格とする。

## 4 応募資格要件等

本プロポーザルに参加できる者は、応募資格の確認基準日（参加申込書の提出日）において、次に掲げる事項を全て満たしている者とする。

(1) 射水市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年射水市告示第119号）第3に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 射水市入札参加資格停止要領（平成18年告示第174号）に規定する入札参加資格制限期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に

基づく破産開始手続がなされていないこと。

(5) 応募資格の確認基準日から過去2年間において、国税、地方税の滞納がないこと。

(6) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(7) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

## 5 募集及び選定等の日程

要領等の公表から契約締結までは、次の日程で実施することとする。ただし、応募状況や審査の進捗状況等により変更する場合がある。

項目	日程
実施要領等の公表	令和4年10月5日（水）
質問書受付期間	募集公告日～令和4年10月11日（火）
質問書への回答公表	令和4年10月18日（火）
応募申込書及び企画提案書の受付期間 (応募資格の確認基準日)	募集公告日～令和4年11月1日（火）
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和4年11月中旬 予定
審査結果の通知	令和4年11月中旬 予定
審査結果及び優先交渉事業者の公表	令和4年11月下旬 予定
契約締結	令和4年11月下旬 予定

## 6 応募方法等

(1) 実施要領等の取得

実施要領等は、市ホームページからダウンロードにより取得するものとする。

(2) 質問の受付

実施要領等の内容に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

① 受付期間

募集公告日から令和4年10月11日（火）午後5時まで

※ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

② 提出方法

実施要領等に関する質問書（様式1）に必要事項を記入し、電子メールにより本

要領末尾に記載する「Ⅲ 本業務に関する問い合わせ先」宛に提出すること。その他の方法による質問は認めないものとする。また、電子メールの件名は「「いみず」で働き「いみず」に住もう業務プロポーザル実施要領等に関する質問」とし、受信確認は送信者の責任において行うこと。なお、質問受付期間以外の質問及び口頭による質問は受け付けない。

③ 質問への回答

実施要領等に関する質問への回答は、とりまとめた後、質問者名を伏せて令和4年10月18日（火）までに市のホームページにおいて公表する。なお、質問への回答内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

(3) 応募申込書及び企画提案書の提出

① 提出書類

応募事業者は、次の書類を作成し提出するとともに、その電子データを、CD-ROMにより提出すること。なお、提出書類は原則としてA4版で作成し、様式の指定がないものは任意の様式とする。

【応募に係る書類】

ア 応募申込書（様式2） 1部

イ 参加資格誓約書（様式3） 1部

【企画提案に係る書類】

ウ 企画提案提出書 1部

エ 会社概要（様式4） 1部

オ 受託実績（様式5） 1部

カ 企画提案書（業務実施体制表、スタッフ経歴・事務経験等調書、業務工程表）  
8部

キ 見積書 1部

② 提出期間

募集公告日から令和4年11月1日（火）まで

※ 受付時間は、午前9時から午後5時までとし、期間中の土・日・祝日は除く。

③ 提出方法

「Ⅲ 本業務に関する問い合わせ先」宛に、持参又は郵送（書留）により提出すること。

④ 応募資格の確認

応募資格を満たさない場合のみ、理由を付して市から通知するものとし、応募資格を満たしている応募事業者に対しては、通知を行わない。

⑤ 提出書類の取扱い

ア 応募事業者から提出された書類は返却しない。

イ 提出後の内容の変更及び追加、再提出は認めない。

ウ 提出された企画提案書等の著作権は応募事業者に帰属するが、公表、展示及びその他市が必要と認めるときは、応募事業者の了解を得た上で使用できるものとする。

エ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募事業者が負うものとする。

オ 提出済書類に虚偽の記載があったことが発覚した場合、市は企画提案書等を無効とし、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことができるものとする。

## II 審査・選定等

### 1 優先交渉事業者の審査

優先交渉事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により実施し、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングに基づき審査（総合評価）を行う。

なお、応募事業者が1者の場合においても審査を実施するものとし、応募事業者がない場合においては、その旨を市のホームページで公表するものとする。

#### ① 検討委員会の設置

市は、応募事業者から提出された企画提案の評価に当たり、公平性、競争性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、「いみず」で働き「いみず」に住もう業務評価委員会」（以下、「評価委員会」という。）を設置する。

#### ② 審査方法

##### ア 応募申込書及び企画提案書の確認

市は応募事業者から提出された応募申込書及び企画提案書について、本要領に定める書類が全て揃っていること及び本要領に記載した応募資格要件を満たしていることを確認する。応募資格要件を満たしていない場合は失格とする。

##### イ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

市は応募資格要件を満たしている応募事業者を対象として、提案内容の確認等のために、応募事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施時期は令和4年11月中旬とし、日時、参加方法等の詳細については、事前に応募事業者に通知する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、公正を期すため、応募事業者名を伏せて実施するものとし、非公開とする。

##### ウ 評価基準

別紙「いみず」で働き「いみず」に住もう業務企画提案評価項目表（評価基準）」に基づく採点により、総合評価点を算出する。

### ③ 優先交渉事業者の選定

市は、総合評価点により応募事業者の評価順位を決定し、最も評価点が高い応募事業者を優先交渉事業者として選定する。最高評価点が2者以上となったときは、別紙「「いみず」で働き「いみず」に住もう業務企画提案評価項目表（評価基準）」中「4 提案内容」の評価点が高い提案者を優先交渉事業者とする。この場合においても同点のときは、評価委員会委員の投票に基づき、優先交渉事業者を選定する。

### ④ 審査結果の通知等

市は、評価委員会における審査を踏まえた審査結果を、速やかに応募事業者に対して「審査結果通知書」により通知するとともに、市のホームページで公表する。公表内容は優先交渉事業者名と総合評価点の得点とし、次点以下の事業者は非公表とする。なお、審査結果に関する問い合わせには応じない。

## 2 優先交渉事業者選定に関する留意事項

### (1) 公正性の確保

応募事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。また、この実施要領に定めるもののほか、関係諸法令を遵守すること。

### (2) 募集の中止等

市は、次の場合には、当該応募事業者を参加させず、又は募集の延期若しくは中止をすることができるものとする。この場合において応募事業者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責を負わない。

① 応募事業者が不穏の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。

② 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

### (3) 応募の無効

提出期限までに応募申込書を提出しなかった場合又は応募資格要件を満たしていなかった場合は、応募を無効とし、企画提案書を受理しないものとする。

### (4) 接触の禁止

実施要領等の公表後、本事業の優先交渉事業者決定までの間に、応募事業者やそれと同一と判断される団体等が、評価委員会の委員又は事業担当課等に、本プロポーザル及びヒアリングに対する援助を直接又は間接的に求めることを禁じる。

また、評価委員会の委員に面談を求めたり、応募者の宣伝資料等を提出したりすることにより、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけたりすること、評価委員会の動向等を聴取することも禁じる。これらの禁止事項に抵触したと判断したときは、当該応募者は失格とする。

(5) 実施要領等の承諾

応募申込書の提出をもって、市は応募事業者が実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(6) 必要事項等の追加

本要領及び別紙「「いみず」で働き「いみず」に住もう業務委託仕様書」に定める以外に必要な事項が生じた場合には、応募資格確認結果の通知前においては市のホームページを通じて、また、応募資格確認結果の通知後においては応募事業者に書面にて通知するものとする。

(7) 費用負担

応募申込書及び企画提案書等の作成及び提出に係る全ての費用は、応募事業者の負担とする。

(8) 使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

### Ⅲ 本業務に関する問い合わせ先

〒939-0292 富山県射水市小島703番地

射水市産業経済部観光・定住課

TEL：0766-51-6676

FAX：0766-51-6691

電子メール：kankou-teiju@city.imizu.lg.jp

市ホームページ URL：https://www.city.imizu.toyama.jp

**「いみず」で働き「いみず」に住もう業務企画提案  
評価項目表（評価基準）**

審査項目	評価の内容	配点
1 業務実施体制	本業務を迅速かつ正確に実行するための体制や人員が確保されているか。	10
2 会社の実績	本業務を実行できるだけの実績やノウハウを有しているか。	20
3 業務理解度	本業務の目的や内容が十分に理解されているか。	20
4 提案内容	着眼点、分析力が優れているか。	20
	具体的かつ現実的な工程となっているか。	10
	提案者の独自性が盛り込まれているか。	10
5 経済性	提案の内、最低提示額 ÷ 提案者の提示額 × 10点  ※ 端数が出た場合は切捨てとする。	10
合 計		100

※審査内容は非公開とする。

※評価点合計の6割を最低基準点とし、参加者の得点が最低基準点に満たない場合は選外とする。